

水害・土砂災害・津波災害への備え

平成29年2月7日（火）紀南文化会館
平成29年2月9日（木）和歌山県民文化会館

国土交通省 近畿地方整備局
和歌山県 危機管理局
和歌山県 県土整備部

1

水害・土砂災害への備え

～●市からお知らせです～
水害や土砂災害から命を守るために！
～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者へ～

内閣府作成【社会福祉施設等の管理者向け】避難促進用
のパンフレット（ひな形）より
内閣府ホームページ掲載（一部加工）

1. 施設の災害リスクの確認について

【水害】

- (1) 洪水浸水想定区域図
- (2) 洪水ハザードマップ

【土砂災害】

- (1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (2) 土砂災害ハザードマップ

【津波災害】

- (1) 津波災害警戒区域
- (2) 津波ハザードマップ

2. 防災情報と避難行動について

・避難情報と各種防災情報

【水害】河川防災情報

【土砂災害】土砂災害情報

【津波災害】緊急地震速報、エリアメール等

避難に係る事前の検討

3. 避難確保計画の作成

4. 各種情報の収集

【水害】河川情報の入手方法

【土砂災害】土砂災害情報の入手方法

【津波災害】津波情報の入手方法

2

説明内容

- I 水害・土砂災害・津波災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報報の収集

3

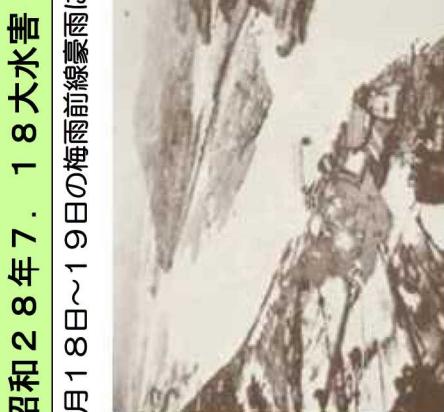
水害・土砂災害

明治22年8月水害

台風が四国中部を北上し、18～19日にかけて豪雨を伴い日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡を中心に大きな被害が発生。



高尾山崩壊地
【田辺市上秋津】



日高川の河口部
【御坊市】



有田川の天然ダム
【かつらぎ町花園新子】

4

水害・土砂災害

平成23年8月 紀伊半島大水害

台風第12号の影響により、8月29日～9月3日にかけて広い範囲で総降水量が1,000mmを超えた。



那智川【那智勝浦町井関】



伏兔野（ふどの）地区の地すべり【田辺市伏兔野】



日高川【日高川町皆瀬（かいぜ）】



熊野（くの）地区の土砂ダム【田辺市熊野】

【主な被害】

■人的被害：死者56人、行方不明者5人、重傷者3人

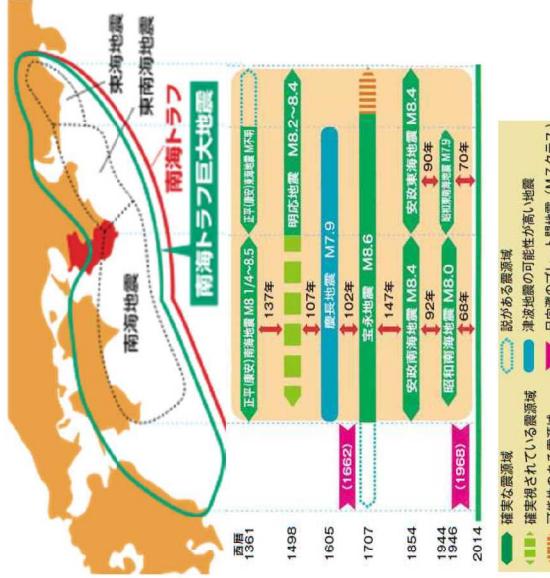
■物的被害：全壊240棟、半壊1,753棟、一部損壊85棟、床上浸水2,706棟、床下浸水3,149棟

5

津波災害

平成23年3月 東日本大震災

和歌山県は、約90年から150年周期で繰り返し発生している南海トラフの地震により、過去にも大きな被害を受けました。



2011年3月11日 東日本大震災
(岩手県宮古市)

規模	30年確率
南海トラフの地震 M8～M9 クラス	70%程度

H28.1.1の評価結果(地震調査研究推進本部)

説明内容

- I 水害・土砂災害・津波災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報の収集

7

施設の災害リスクの確認

施設の立地場所には、どのような危険があるか確認

1. 水害リスクに関するもの

(1)洪水浸水想定区域図
河川の氾濫により浸水が想定される区域および水深を示した図

(2)洪水ハザードマップ
河川ごとの洪水浸水想定区域図とともに、市町村が避難場所などの各種情報を記載したもの

2. 土砂災害リスクに関するもの

(1)土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
土砂災害が発生した場合に、住民や建物に大きな被害が生じるおそれがある区域

(2)土砂災害ハザードマップ
市町村が土砂災害警戒区域等や避難場所や避難経路を記載したもの

3. 津波災害リスクに関するもの

(1)津波災害警戒区域
津波災害が発生した場合に備え、警戒避難体制を特に整備すべき区域を示したもの

(2)津波浸水想定図
津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもので、

利根川では南海トラフの巨大地震と東南海・東南海・南海3運動地帯の2つの浸水想定を公表

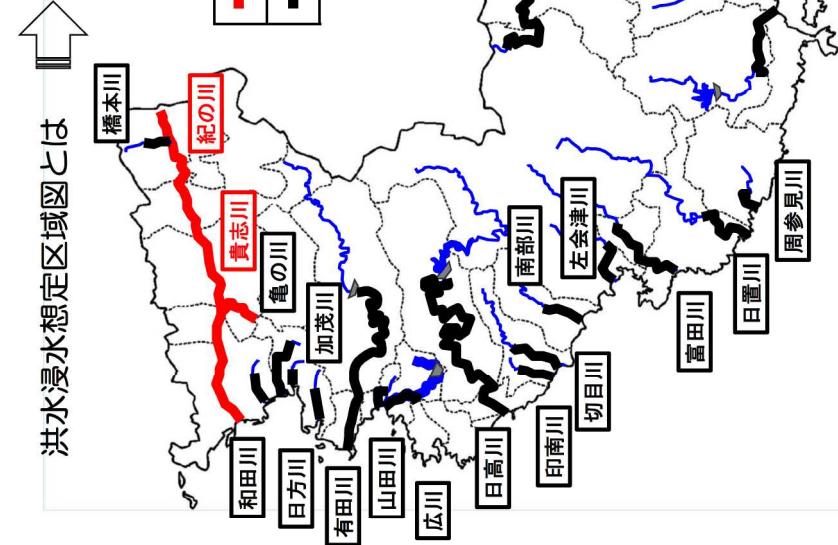
(3)津波災害ハザードマップ
市町が津波浸水想定区域等や避難場所や避難経路を記載したもの

8

水害リスクの確認

『洪水浸水想定区域図』を確認する方法

洪水浸水想定区域図とは



洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象とする河川が大雨により浸水を示した図
氾濫した場合に、その氾濫水により浸水が想定される区域および水深を示した図

市町村名	対象河川
和歌山市	紀の川、和田川、龜の川
海南市	龜の川、日高川、加茂川
橋本市	紀の川、橋本川
有田市	有田川
御坊市	日高川
田辺市	熊野川、左会津川
新宮市	熊野川
紀の川市	紀の川、貴志川
岩出市	紀の川、貴志川
紀美野町	一
からくま町	紀の川
九度山町	紀の川
高野町	山田川、広川
湯浅町	山田川、広川
広川町	広川
有田町	有田川
美浜町	日高川
日高町	一
由良町	印南川、切目川
印南町	印南川、切目川
みなべ町	みなべ川
日高川町	日高川
上富田町	富田川
すだみ町	周參見川
那智勝浦町	太田川、那智川
太地町	一
古座川町	古座川
北山村	一
串本町	古座川

⑨

水害リスクの確認

『洪水浸水想定区域図』を確認する方法

和歌山県河川課ホームページ

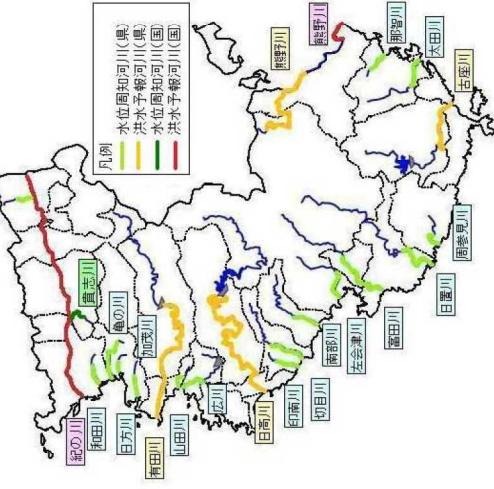
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.htm>



『浸水想定区域図 公表河川(20河川) (和歌山県)』

- ・和田川管・龜の川管・加茂川管・橋本川管・有田川管・山田川管
- ・広川管・日高川管・印南川管・切目川(1)管(2)管・南会津川管
- ・富田川管・日置川管・周參見川管・古座川管・太田川管・那智勝浦川管
- ・熊野川(日足区間管)管・本宮区間管

『浸水想定区域図 公表河川(33河川) (国土交通省)』



『対象河川をクリック』



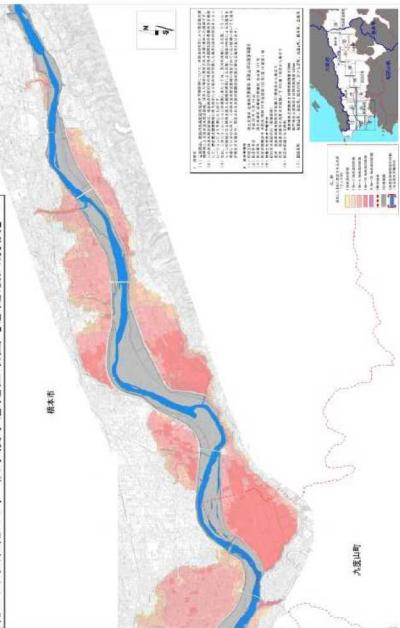
水害リスクの確認

『家屋倒壊等氾濫想定区域』

家屋倒壊等氾濫想定区域とは

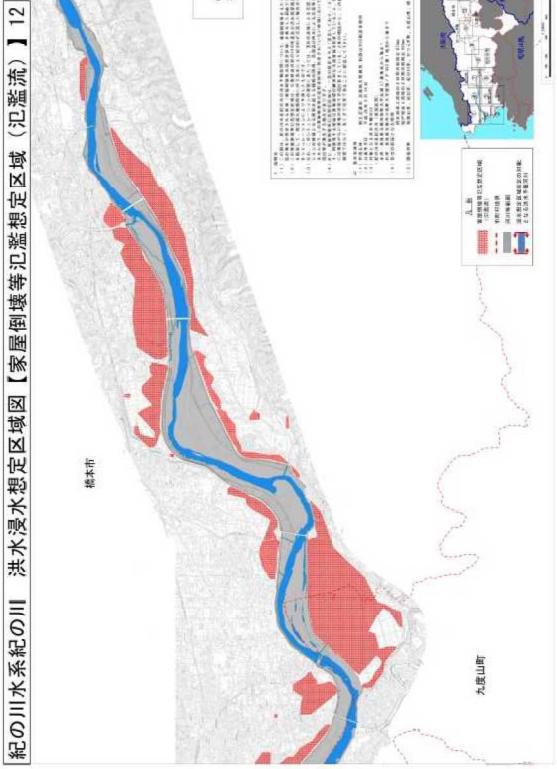
↑ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壩や河岸侵食が発生することができる区域です。

紀の川水系紀の川 洪水浸水想定区域図【想定最大規模】12



紀の川 洪水浸水想定区域図

<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/>



紀の川水系紀の川 洪水浸水想定区域図【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）】12

11

水害リスクの確認

「洪水ハザードマップ」を確認する方法

洪水ハザードマップとは



↑ 洪水ハザードマップは、国と県が管理河川ごとに作成した洪水浸水想定区域図をもとに、市町村地域防災計画において定められた必要事項等を記載したもののです。



■防災会議開催日：令和2年1月11日 ■監修者：令和2年1月10日 ■新宮市役所防災課担当者：0735-23-3334（直通） 防災行政電話番号：0120-506043

12

土砂災害リスクの確認

土砂災害の種類について

[土砂災害]

- ①背後等に急傾斜地（がけ）があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ②土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

がけ崩れ



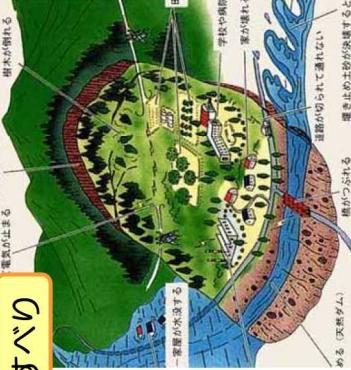
広島県提供

土石流



<国土省より引用一部加工>

地すべり



13

土砂災害リスクの確認

土砂災害のある場所について【土砂災害警戒区域等の指定】

- 土砂災害が起きそうな場所を
イエローと **レッド**に分けて
みなさんにお知らせしています！



土砂災害警戒区域

○ 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区画を指定

● 情報伝達・警戒路線体制の整備【市町村等】

市町村地図防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等の他警戒避難体制に関する事項について定める。

● ハザードマップの配布【市町村等】

警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布が必要な措置を講じる。

土砂災害ハザードマップの作成・

（沖縄県浦添市）



土砂災害特別警戒区域

○ 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区画を指定

● 特定開発行為に対する許可制【都道府県】

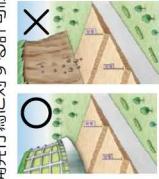
住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従つたものに限つて許可される。

● 建築物の構造規制【都道府県または市町村】

建築物は、安全性を確保できる構造となるか、建築確認がされる。

● 建築物の移転等の勧告【都道府県】

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれが大きいと認めどきは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

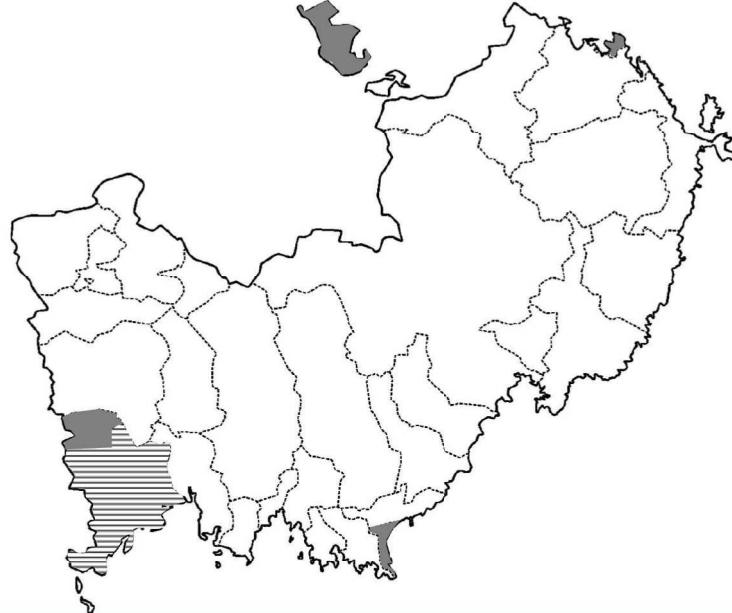


<国土省より引用一部加工>

14

土砂災害リスクの確認

土砂災害のある場所について【土砂災害警戒区域等の指定】



市町村名	状況
和歌山市	調査完了
海南市	調査中
橋本市	調査中
有田市	調査中
御坊市	調査中
田辺市	調査中
新宮市	調査中
紀の川市	調査中
岩出市	指定完了
紀美野町	調査中
かつらぎ町	調査中
力度山町	調査中
高野町	調査中
湯浅町	調査中
広川町	調査中
有田川町	調査中
美浜町	指定完了
日高町	調査中
由良町	調査中
印南町	調査中
みぶへ町	調査中
日高川町	調査中
白浜町	調査中
上富田町	調査中
すさみ町	調査中
那智勝浦町	調査中
大池町	指定完了
古岸川町	調査中
北山村	指定完了
串本町	調査中

15

土砂災害リスクの確認

「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【わかやま土砂災害マップ】



防災ホームページ

防災ホームページ

和歌山県砂防課ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/O80600/top.html>

県土整備部河川・下水道局砂防課

● 土砂災害危険箇所等、雨量情報・土砂災害警戒情報

より詳しい情報は、こちらから確認してください。
(ボタンをクリックすると各情報ページに移動します。)

どうが
わかやま
土砂災
害マ
ップ



このガイドをご覧いただき、この地図を参考して、自分たちの住む地域の土砂災害警戒区域等の指定状況を確認してみてください。また、この地図は、土砂災害警戒区域等の指定状況を示すもので、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。また、土砂災害警戒区域等の指定状況は、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。

このガイドでは、土砂災害警戒区域等の指定状況を示すもので、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。また、土砂災害警戒区域等の指定状況は、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。

防災ホームページ

和歌山県では、土砂災害警戒区域等の指定状況を示すもので、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。また、土砂災害警戒区域等の指定状況は、必ずしも現状の状況を反映するものではありません。土砂災害警戒区域等の指定状況は、毎年定期的に改定されることがあります。したがって、現状の状況と異なる場合があります。

防災ホームページ



16

土砂災害リスクの確認

「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【わかやま土砂災害マップ】

わかやま
土砂災害
マップ

▼ 地図を表示する場所を、住所または目標地、索引から選択してください。
あなたは00218859へ目の助物語です

検索メニュー一
検索メニュー二
住所から検索へ
概ねから検索
お手伝いへ

索引図
静かに操作するご当地地図が表示されます。

平成27年4月1日
わかやま土砂災害マップの機能が追加されました。
静かに操作するご当地地図が表示されます。
それには、シズムムード(四角)を希望してください。
詳細は操作マニュアル(四角)をご覧ください。

Copyright © Wakayama Prefecture. All Rights Reserved.

17

土砂災害リスクの確認

「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【わかやま土砂災害マップ】

表示区域の選択

□ 指定範囲
□ 情報地帯警戒区域
□ 地すべり警戒区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域
□ 特別警戒区域(土石流)
□ 警戒区域(土石流)
□ 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
□ 警戒区域(急傾斜地の崩壊)
□ 特別警戒区域(地すべり)
□ 警戒区域(地すべり)
□ 特別警戒区域(土石流)(箇面)
□ 警戒区域(土石流)(箇面)
□ 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)(箇面)
□ 警戒区域(急傾斜地の崩壊)(箇面)
□ 地すべり警戒区域(地すべり)(箇面)
□ 地すべり警戒区域(地すべり)(箇面)

適用
全選択
解除
閉じる
①
②
③

左側メニューの「東三河の地図」で表示する区域を切り替えることができます
➡トロリーページへ

わかやま
土砂災害
マップ

地図を選択する
地図を印刷

表示区域の選択
地図を表示する
索引地図を表示
地図内の施設等の情報を表示
選択した施設等の情報を表示
目標地を表示
土砂災害警戒情報を表示
公共施設名を表示
青色地図を表示
地形図を表示
航空写真を表示
地図を作成する
地図を利用する
地図を共有する
地図上で距離を計測
地図上で面積を計測

Copyright © Wakayama Prefecture. All Rights Reserved.

18

土砂災害リスクの確認

「土砂災害警戒区域等」を確認する方法【わかやま土砂災害マップ】

表示区域の選択

□ 急傾斜地崩壊危険区域
□ 地すべり防止区域

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

- 特別警戒区域(土石流)
- 特別警戒区域(土石流) (調査済)
- 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) (調査済)
- 特別警戒区域(地すべり)

十秒災害警戒区域・特別警戒区域

- 調査済 (土石流)
- 特別警戒区域(土石流) (調査済)
- 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) (調査済)
- 特別警戒区域(地すべり) (調査済)

地図上で距離を計測
地図上で面積を計測

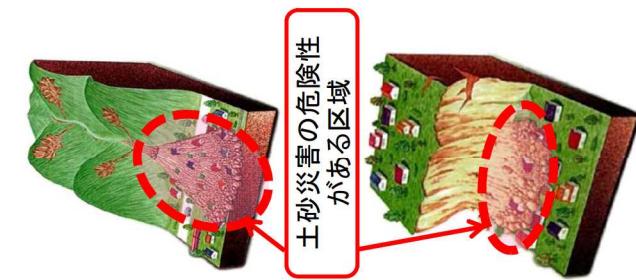
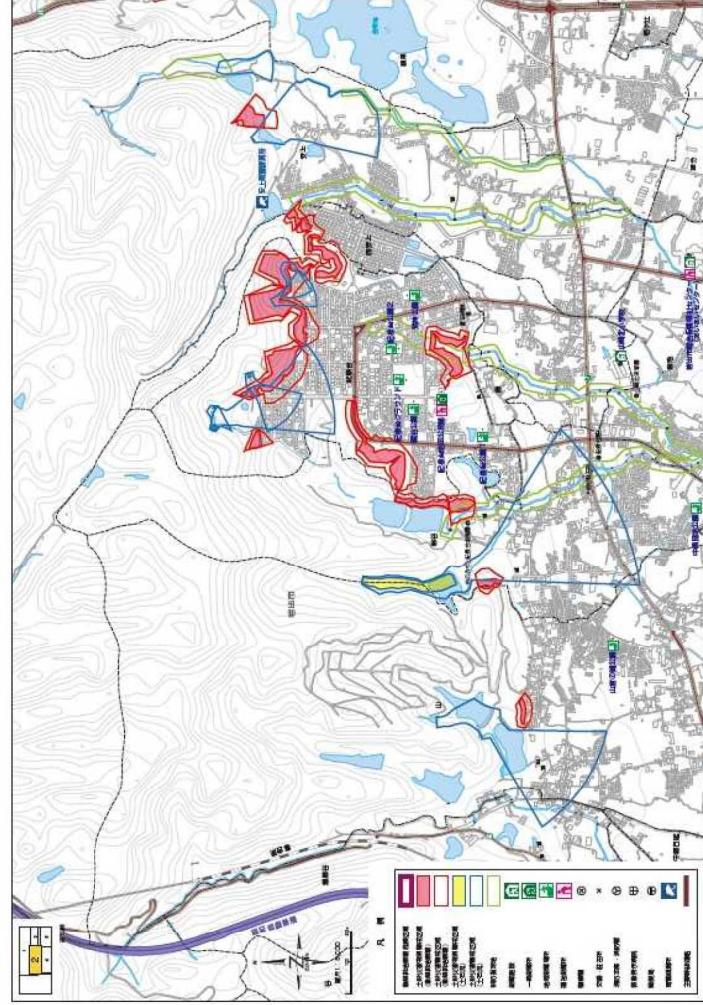
Copyright © Wakayama Prefecture. All Rights Reserved.

19

土砂災害リスクの確認

土砂災害のおそれのある場所を知る（ハザードマップ）

土砂災害ハザードマップとは
地域ごとに土砂災害が起きそうな危険な区域や避難場所が確認できます。



土砂災害の危険性
がある区域

<国土省より引用一部加工>

岩出市ハザードマップ <http://www.city.iwade.lg.jp/soumu/bousai/bousai-manual.html>

20

津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法

和歌山県港湾漁港整備課津波堤防整備室ホームページ
http://www.pref.wakayama.lg.jp/pref/080500/tsunami_keikai.html

国土整備部 港湾空港局 港湾漁港整備課 津波堤防整備室 津波災害警戒区域の指定について

1. 津波災害警戒区域の指定について

和歌山県では、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりにに関する法律(平成23年法律第123号)第53条に基づく、「津波災害警戒区域」を以下の通り指定しました。

・指定日

平成28年4月19日

・指定した区域

南海トラフ巨大地震による津波の浸水が想定される市町のうち、下記の19市町における、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域
海南市、有田市、湯浅町、広川町、由良町、日高町、日高川町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市、白浜町、すさみ町、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、新宮市
※各市町における指定区域は下の津波災害警戒区域図のとおり

21

津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法

2. 津波災害警戒区域図

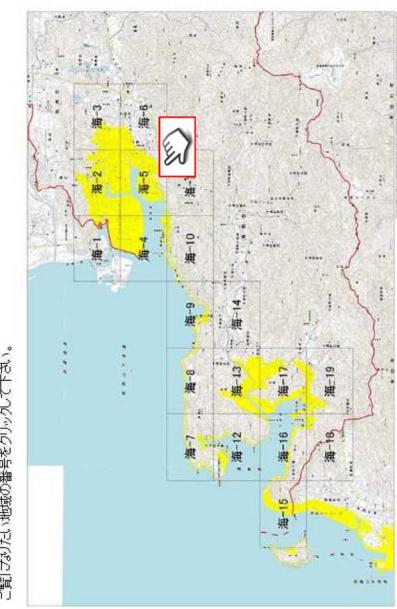
ご覧[こなりたい]市町をクリックして下さい。

- ・海南市
- ・有田市
- ・広川町
- ・湯浅町
- ・由良町
- ・日高川町
- ・御坊市
- ・印南町
- ・みなべ町
- ・白浜町
- ・すさみ町
- ・串本町
- ・太地町
- ・那智勝浦町
- ・新宮市
- ・田辺市
- ・古座川町



海南市 | 津波災害警戒区域

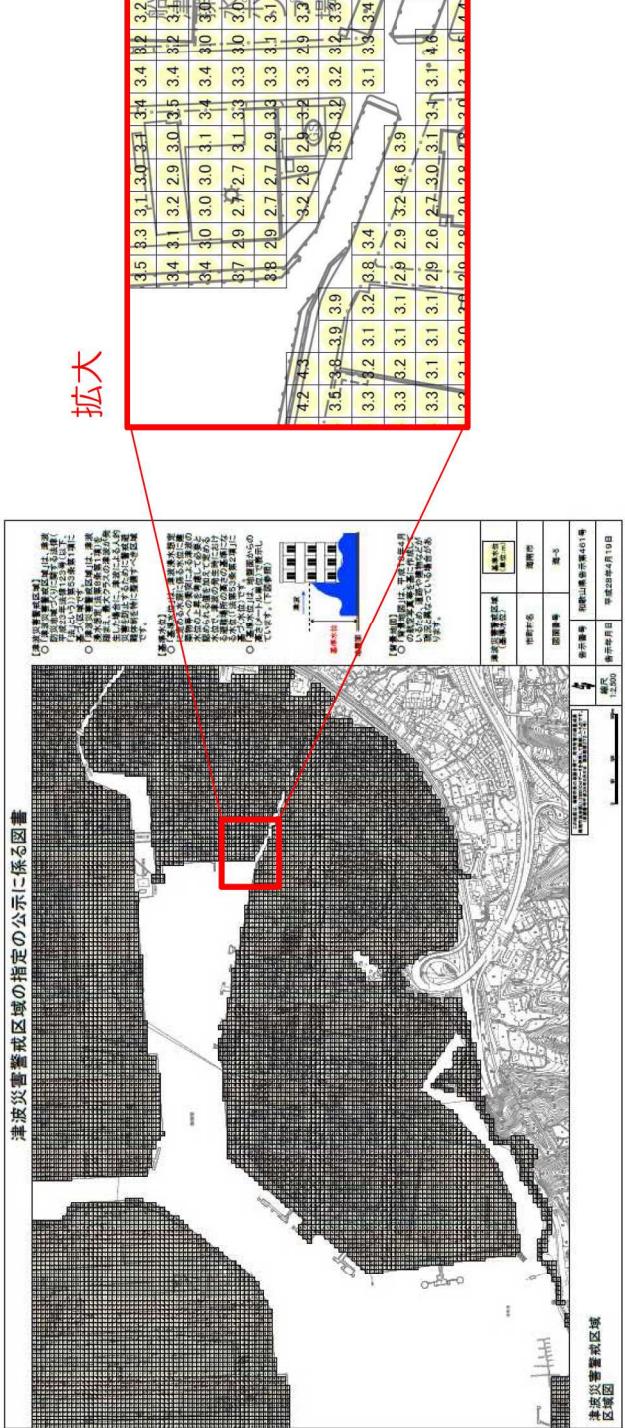
ご覧[こなりたい]地図の番号をクリックして下さい。



22

津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法

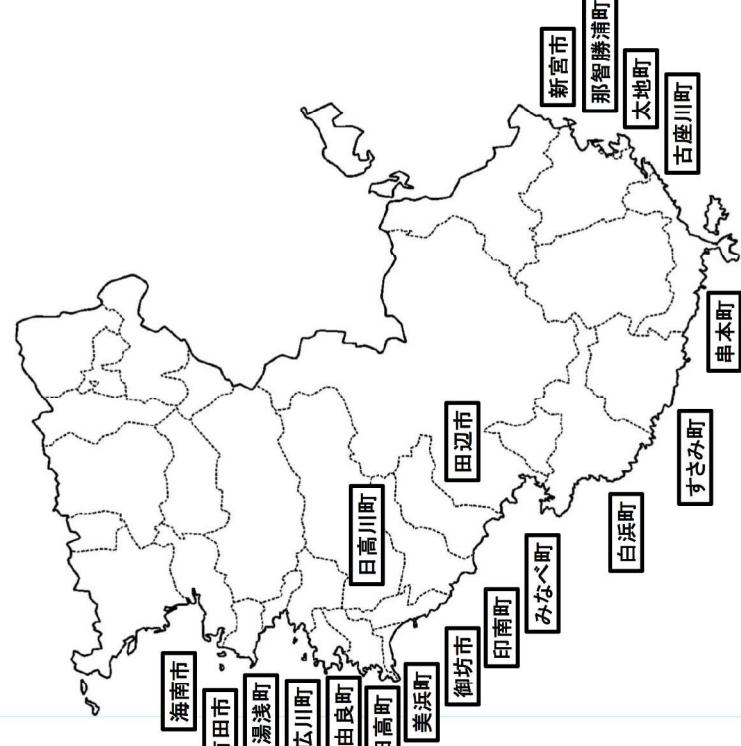


23

津波災害リスクの確認

「津波災害警戒区域」を確認する方法

指定市町村
海南市
有田市
湯浅町
広川町
由良町
日高町
日高川町
美浜町
御坊市
印南町
みなべ町
田辺市
白浜町
すさみ町
串本町
古座川町
那智勝浦町
太地町
新宮市



24

災害リスクの確認

各区域を確認する方法

各区域については、和歌山県ホームページで確認できます。

洪水（洪水浸水想定区域）

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/ohanashi/>

土砂災害（土砂災害警戒区域）

<http://sabomap.pref.wakayama.lg.ip/MZSMWakayama/default.htm>

津波災害（津波災害警戒区域）

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080500/tsunami_keikai.html#b1

25

説明内容

- I 水害・土砂災害・津波災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動**
- IV 避難確保計画の作成
- V 各種情報の収集

26

防災情報と避難行動

避難情報の新たな名称と伝え方のイメージ

新たな名称

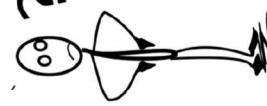
平成28年台風第10号災害を踏まえ、避難情報について変更がありました。
特に「避難準備・高齢者等避難開始」情報が持つ意味を理解してください。

(変更前)

避難指示
避難勧告
避難準備情報

(変更後)

避難指示(緊急)
避難勧告
避難準備・高齢者等避難開始



これまでの情報では、避難行動をとる対象者やとするべき避難行動の意味があまり伝わっていませんでした。

要配慮者施設の管理者は、「避難準備・高齢者等避難開始」が避難を始めた場合は「要配慮者が避難を開始すべき状況である」ことを理解ください。

27

防災情報と避難行動

市町村から発令される避難情報

避難情報と求められる行動について(参考)

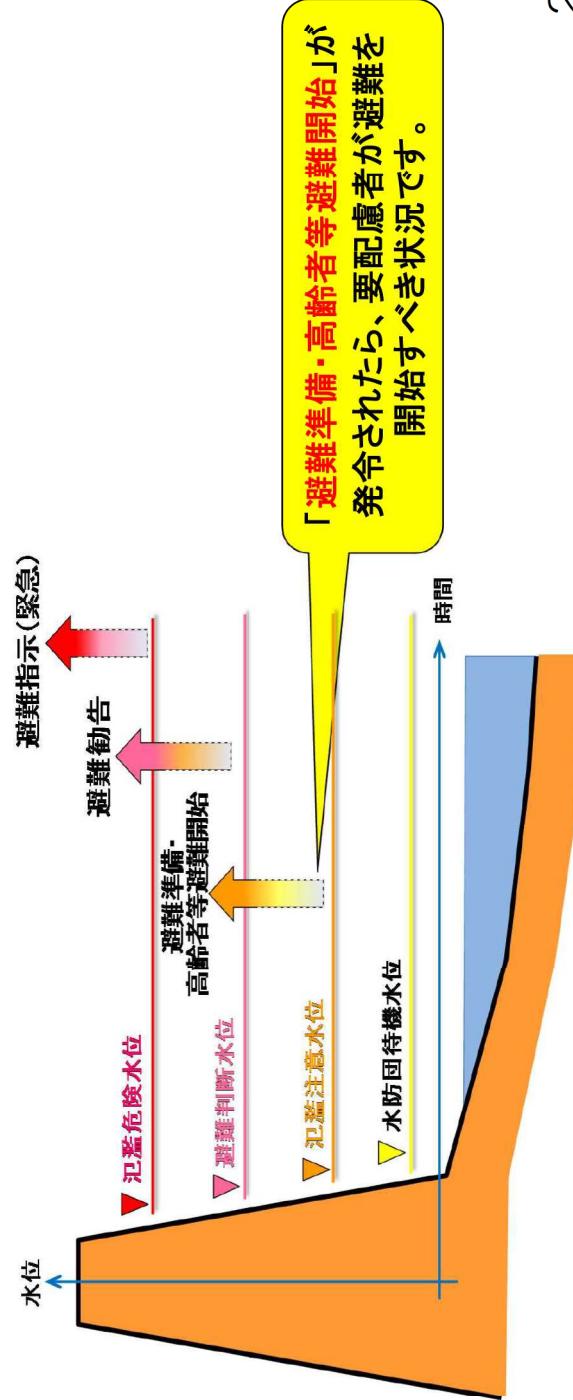
立ち退き避難が必要な住民等に求められる行動	
避難準備・高齢者等避難開始	・(災害時)要配慮者は、立ち退き避難する。 ・立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい(避難準備・高齢者等避難開始の段階から主要な指定緊急避難場所が開設され始める)。
避難勧告	・他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、避難準備が整い次第、土砂災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
避難指示(緊急)	・予想される災害に応じた指定緊急避難場所へ立ち退き避難する(ただし、土砂災害や水立周知河川、小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水)については、突発性が高く精確な事前予測が困難であるため、指定緊急避難場所の開設を終える前に、避難勧告が発令される場合があることに留意が必要である)。 ・小河川・下水道等(避難勧告発令の対象とした場合)による浸水については、危険な区域が地上空間や局所的に低い土地に限定されたため、地下空間利用者等は安全な区域に速やかに移動する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「緊急的な待避場所」(近隣のより安全な場所、より安全な建物等)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」(屋内により安全な場所への移動)をとる。
	・避難の準備や判断の遅れ等により、立ち退き避難を躊躇していた場合は、直ちに立ち退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣のより安全な建物等への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとる。 ・津波災害から、立ち退き避難する。

内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」より 28

防災情報と避難行動

河川水位の避難に関する情報

- 主要な河川では、水位観測所で観測された水位を提供しています。
- 基準となる水位観測所では、観測所毎に、災害発生の危険度に応じた水位が設定されています。
- この水位を参考に、市町村が避難勧告等を発令します。

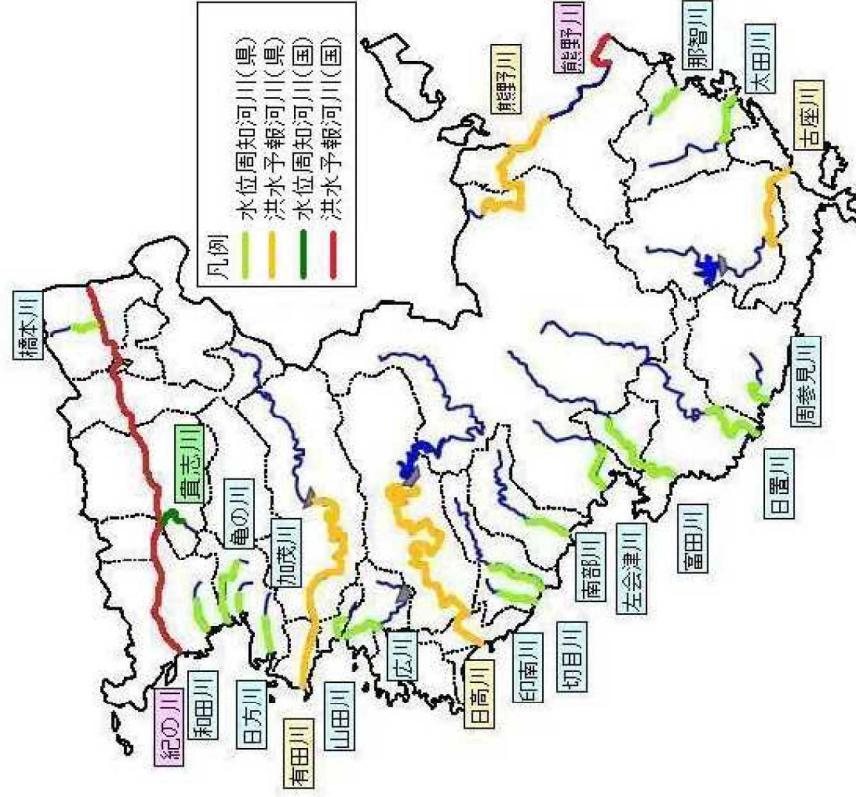


29

防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報河川）と水位周知河川

河川防災情報

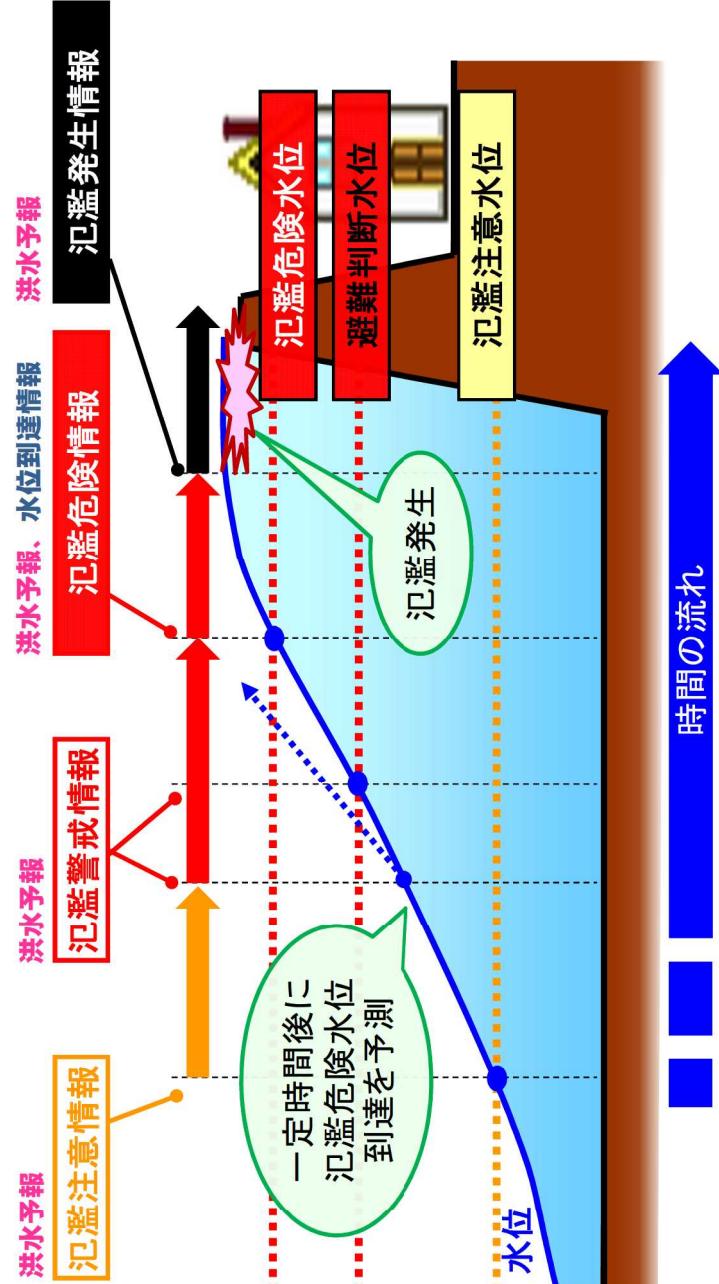


30

防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

洪水予報や水位到達情報の発表のタイミング

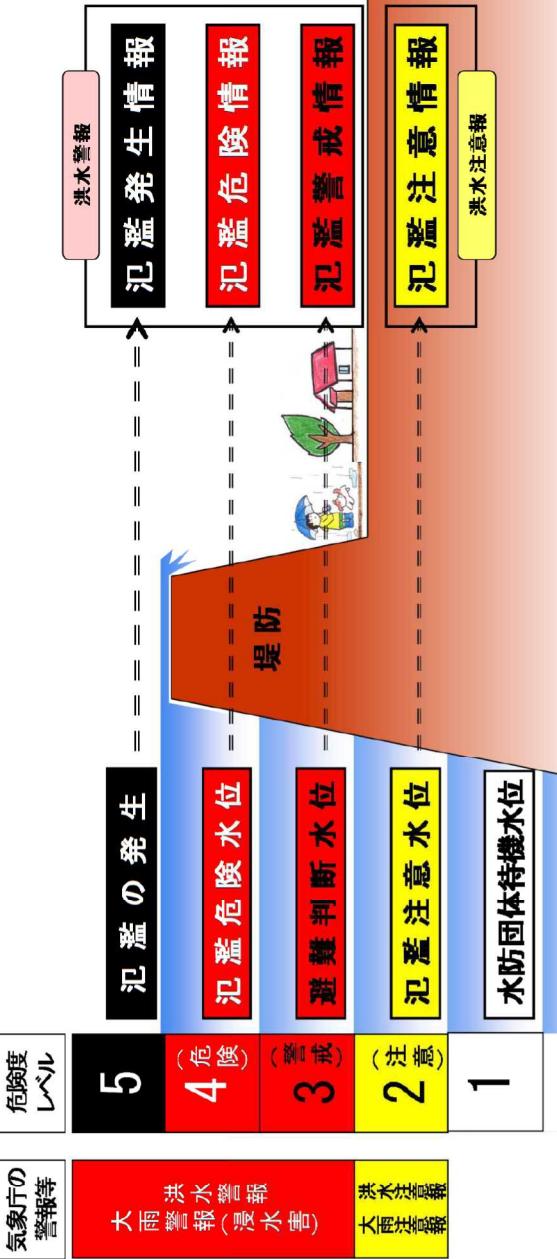


31

防災情報と避難行動

河川防災情報（洪水予報と水位周知）

洪水の危険度レベルと洪水予報の種類

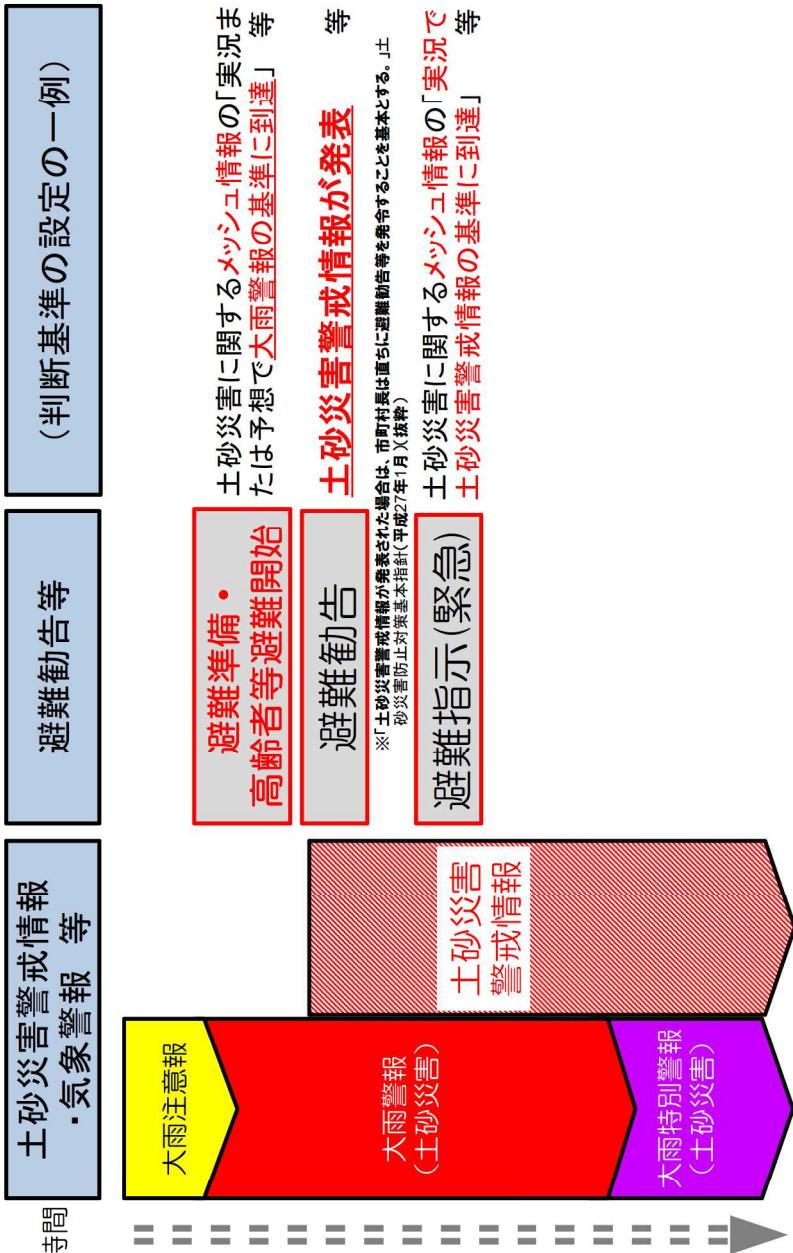


- 洪溢発生情報………洪溢が発生したとき。
- 洪溢危険情報………洪溢危険水位に達したとき。
- 洪溢警戒情報………基準地点の水位が一定時間後に洪溢危険水位に到達する見込みがあるときは、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
- 洪溢注意情報………基準地点の水位が洪溢注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

32

防災情報と避難行動

気象警報等と避難勧告等に関する情報



33

防災情報と避難行動

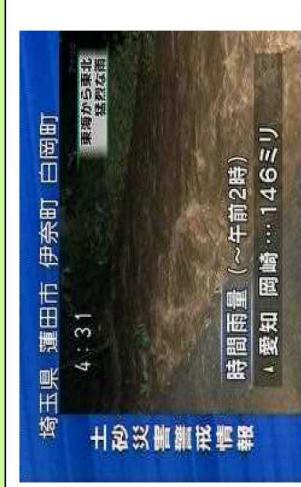
土砂災害警戒情報について

土砂災害警戒情報

都道府県と気象台は、大雨による土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害警戒情報をもとに設定するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報。

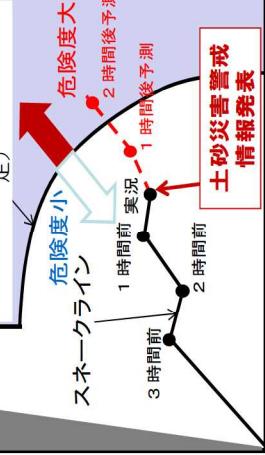
土砂災害警戒情報のしくみ

都道府県と気象台は、大雨による土砂災害警戒情報の発表基準を、過去の土砂災害警戒情報をもとに設定するため、都道府県と気象庁が共同で発表している。設定に当たっては、地中に強い雨が降ると、発生しやすくなるという特徴があることが考慮されている。気象庁の解析雨量等をリアルタイムで監視し、避難に必要な時間を考慮して、2、3時間後に発表基準線を超えると予想される場合に、土砂災害警戒情報を発表。



土砂災害警戒情報のテレビでの表示例

土砂災害警戒情報の発表例
（過去の土砂災害等をもとに設定）



土壤雨量指標(長期降雨指標)
土砂災害警戒情報の発表基準

<国交省により引用一部加工>

34

防災情報と避難行動

津波災害について

- 緊急地震速報 最大震度5弱以上が予想されたときテレビ、ラジオで報知
- 落ち着いて身の安全の確保 机の下などにもぐり、頭部などを保護。机の脚はしっかりと握る。
- 煙が取まつたら火の始末 ※揺れている最中の消火は大変危険
(通常はマイコンメーターが装備され、震度5強相当以上の揺れに感知し、自動停止する。)
- ドア、窓を開けて脱出口を確保 通電時の漏電を防ぐためブレーカーを落とす
- 【津波・がけ崩れの危険地域はすぐに避難】
- 家族の安全を確認
- 近隣所で声を掛け合う 特に一人暮らしの高齢者などの安否を確認。
- 初期消火 大声で知らせて、協力して消火器、バケツリードなどで消火する。
- 外へ逃げる時はあわてずに 瓦やガラス・看板などの落下物に注意
・デジオなどで正しい情報を確認。
・避難は原則徒歩で行う(非常用持ち出し品も持参)。
- 避難後は協力して消火・救出・助け合いの心を持って。壊れた家には入らない。
- 救助活動を行う
- 生活必需品は備蓄でまかなく 日頃から1週間程度の飲料水と食料の備蓄をしておく。
- 避難生活では集団生活のルールを守る



●緊急地震速報

最大震度5弱以上が予想されたときテレビ、ラジオで報知



●落ち着いて身の安全の確保

机の下などにもぐり、頭部などを保護。机の脚はしっかりと握る。



●煙が取まつたら火の始末

※揺れている最中の消火は大変危険
(通常はマイコンメーターが装備され、震度5強相当以上の揺れに感知し、自動停止する。)

●ドア、窓を開けて脱出口を確保

通電時の漏電を防ぐためブレーカーを落とす



【津波・がけ崩れの危険地域はすぐに避難】



●家族の安全を確認



●近隣所で声を掛け合う

特に一人暮らしの高齢者などの安否を確認。



●初期消火

大声で知らせて、協力して消火器、バケツリードなどで消火する。



●外へ逃げる時はあわてずに

瓦やガラス・看板などの落下物に注意
・デジオなどで正しい情報を確認。

●救助活動を行う



●生活必需品は備蓄でまかなく

日頃から1週間程度の飲料水と食料の備蓄をしておく。



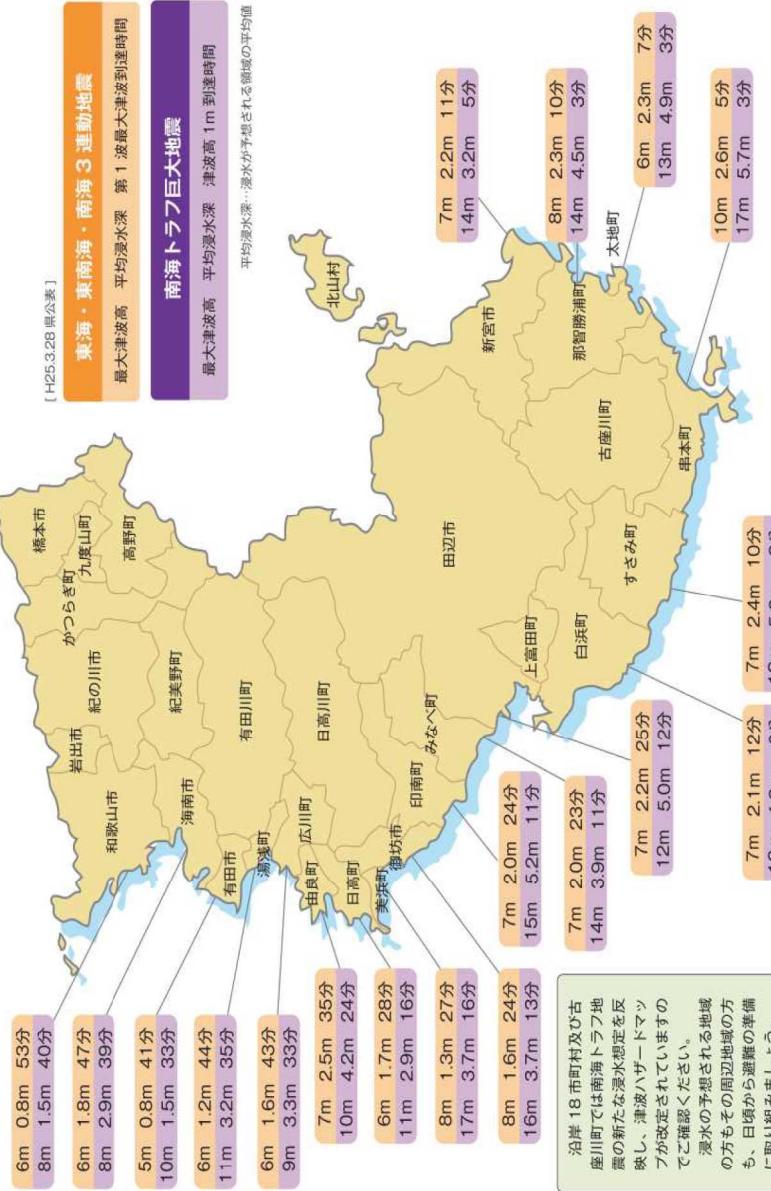
●避難生活では集団生活のルールを守る

35

防災情報と避難行動

津波災害について

想定される津波の第一波到達予想時間と最大津波高は下記のとおりです。



36

防災情報と避難行動

避難場所について

○指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における安全な避難先を、次の現象別で指定緊急避難場所として市町村長が指定しています。

- ①洪水、②崖崩れ、土石流、地すべり、③高潮、④地震、⑤津波、⑥大規模な火事、⑦大量の降雨による浸水、
⑧噴水に伴う火山現象



津波避難場所



津波避難場所



(参考) 避難所



津波、高潮の災害
種別記号

○避難場所(緊急避難先)

上述の指定緊急避難場所を含み、災害の危険から身を守るために緊急的に避難する場所のことで、災害からの安全性を☆の数により表示しています。

安全レベル	説明
避難先 (☆☆☆)	浸水の危険性がない地域に、より標高が高く、より離れた場所を指定
避難先 (☆☆)	浸水想定近隣地域に【レベル3】へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定
避難先 (☆)	浸水の危険性がある地域に、時間的に【レベル2・3】へ避難する余裕がない場合の緊急避難先として指定



37

説明内容

- I 水害・土砂災害・津波災害の状況
- II 施設の災害リスクの確認
- III 防災情報と避難行動
- IV **避難確保計画の作成**
- V 各種情報の収集

38

避難在宅型保証計画の作成

①施設毎の規定

要配慮者利用施設における避難計画の策定に関する規定は、①施設毎の規定と、②災害毎の規定があります。

要配慮者利用施設については、各法令等において避難計画を策定することとなっています。

(例) 指定認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）における規定

【介護保険法（抜粋）】

第七十一条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービス事業者の設備及び運営に関する基準は、**市町村の条例で定める**。

2 前項に規定するもののほか、**指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める**。

3 市町村が第二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第四号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第五に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準として定めるものとし、**その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照する**とするものとする。

一 指定地域密着型サービスに従事する從業者に係る基準及び当該從業者の員数

二 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

三 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る居室の床面積
四 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

五 指定地域密着型サービスの事業（第三号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

39

避難在宅型保証計画の作成

要配慮者利用施設における避難計画の策定に関する規定は、①施設毎の規定と、②災害毎の規定があります。

①施設毎の規定

要配慮者利用施設については、各法令等において避難計画を策定することとなっています。

(例) 指定認知症対応型共同生活介護事業（グループホーム）における規定

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）】厚生労働省令

介護保険法第七十七条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

第十八条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、**非常災害に備する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない**。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百八条 第八十二条の二の規定は、**指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する**。

【和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋、一部要約）】
第5条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに規定するもの（ほか、**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の規定による基準をもって、その基準とする**）。

40

避難所確保計画の作成

②災害毎の規定

下記の法令等で対象となる要配慮者利用施設については、それぞれの災害毎に避難計画を策定することとなっています。

対象とする 災害	法令等	対象となる施設	計画策定に 関する記載
洪水 雨水出水 高潮災害	水防法	浸水想定区域内かつ市町村 地域防災計画に定められたもの	計画を作成するよう 努めなければならない
土砂災害	土砂災害警戒避難 ガイドライン	土砂災害警戒区域内	計画を作成する 必要がある
津波災害	津波防災地域づくり に関する法律	警戒区域内かつ市町村 地域防災計画に定められたもの	計画を作成 しなければならない

41

避難所確保計画の作成

②災害毎の規定（水防法）

【水防法（抜粋）】

第十五条 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定、雨水出水浸水想定区域の指定又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - (略)
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設をいう。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ロ (略)
 - ハ (略)
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるとときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める旨への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - (略)
 - 二 前項第四号に掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 (略)

42

避難在宅確保計画の作成

②災害毎の規定（水防法）

【水防法（抜粋）】

第十五条（略）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の方に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条の三 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の利用する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の利用する計画を作成するに係る必要な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の利用する計画を作成するに係る必要な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該計画を変更したときも、同様とする。

②災害毎の規定（土砂災害警戒避難ガイドライン）

【土砂災害警戒避難ガイドライン（抜粋）】

第7章 要配慮者への支援

1. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

■市町村は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるところに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。

■土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

43

避難在宅確保計画の作成

②災害毎の規定（津波防災地域づくりに関する法律）

【津波防災地域づくりに関する法律（抜粋）】

第五十四条 市町村防災会議は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地盤や防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達に係る事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他この法律に係る避難訓練（第七十条において「津波避難訓練」という。）の実施に係る事項

四 警戒区域内に、地下街等（地下街その他地下街において同じ。）又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地前各号に掲げるもののほか、警戒区域における人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

避難確保計画の作成

②災害毎の規定（津波防災地域づくりに関する法律）

【津波防災地域づくりに関する法律（抜粋）】

- 第七十七条 次に掲げる施設であつて、第五十四条第一項の規定により市町村地域防災計画又は災害対策基本法第四十四条第一項の市町村相互間地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時ににおける円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 一 地下街等
 - 二 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時ににおける円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの
 - 2 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行ふとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
 - 3 市町村長は、前二項の規定により報告を受けたときは、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時ににおける円滑かつ迅速な避難の確保をするために必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 4 避難促進施設の所有者又は管理者の使用人その他の従業者は、避難確保計画の定めるところにより、第二項の避難訓練に参加しなければならない。
 - 5 避難促進施設の所有者又は管理者は、第二項の避難訓練を行おうとするときは、避難促進施設を利用する者に協力を求めることができる。

45

避難確保計画の作成

洪水、津波災害にかかる避難確保計画作成の手引きについては、国土交通省
ホームページで確認できます。

洪水（避難確保・浸水防止計画作成の手引き（水防法））
津波災害（避難確保計画作成の手引き（津波防災地域づくりに関する法律））

<http://www.mlit.go.jp/river/shishin/guideline/index.html#bousai>

避難確保計画作成の手引き（津波防災地域づくりに関する法律）

地下街等（PDF:280KB）（DOC:140KB）

要配慮者利用施設（PDF:302KB）（DOC:213KB）

医療施設等（PDF:305KB）（DOC:224KB）

避難確保・浸水防止計画作成の手引き（水防法）

地下街等（避難確保・浸水防止）（PDF:1.9MB）（DOC:2.2MB）

チエックリスト（地下街等に係る避難確保・浸水防止計画作成の手引き）（EXCEL:18KB）

要配慮者利用施設（避難確保）（PDF:589KB）（DOC:1.4MB）

医療施設等（避難確保）（PDF:623KB）（DOC:1.4MB）

大規模工場等（浸水防止）（PDF:596KB）（DOC:1.4MB） 国土交通省ホームページより

既存の計画（消防計画等）に必要な項目（洪水時等の避難確保計画等の項目）
を追加することでも対応可能です。

46

避難在宅確保計画の作成

(記載例) 洪水時の避難確保計画

1. 計画の目的
2. 計画の適用範囲
3. 防災体制
3. 1 防災体制
3. 2 情報収集及び伝達
3. 3 避難誘導
(1) 避難場所
(2) 避難経路
(3) 避難誘導方法
3. 4 避難の確保を図るための施設の整備
3. 5 防災教育及び訓練の実施
3. 6 自衛隊組織の業務に関する事項（自衛隊組織を設置する場合）

47

避難在宅確保計画の作成

(記載例) 洪水時の避難確保計画

1. 計画の目的
この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、「〇〇（施設名）」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
2. 計画の適用範囲
この計画は、「〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。
3. 防災体制

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意報発表	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備情報の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫注意情報発表表	・洪水予報等の情報収集 ・使用的する資器材の準備 ・保護者への事前連絡	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示の発令 ・〇〇川（〇〇地点）氾濫警戒情報発表表	・周辺住民への事前協力依頼 ・避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員

※自衛隊組織を設置した場合には、それに対応する自衛隊組織の班編成及び要因の配置を記述する。
※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛隊組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。
※自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。
※自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

48

避難在宅確保計画の作成

(記載例) 洪水時の避難確保計画

3. 防災体制	
3. 2 情報収集及び伝達	
3. (1) 情報収集	
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	〇〇市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
避難勧告・避難指示	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（県庁のウェブサイト）、緊急速報メール

(2) 情報伝達

- 別紙〇「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、河川水位情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、〇〇市〇〇課（連絡先）に「これより●●●●（避難場所）」に避難する旨を連絡する。
- 非常体制に移行した場合には、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行したので、●●●●（避難場所）へ避難する。児童引き渡し開始については、追つて別途連絡する。」旨を連絡する。
- 避難の完了後、〇〇市〇〇課（連絡先）に避難が完了した旨を連絡する。
- 避難の完了後、別紙△「保護者緊急連絡網」に基づき、保護者に対し、「避難が完了した旨を連絡する。（避難場所）のおいて児童引き渡しを行う」旨を連絡する。

49

避難在宅確保計画の作成

(記載例) 洪水時の避難確保計画

3. 防災体制	
3. 3 避難場所	
3. (1) 避難場所	
洪水時ににおける避難場所は、〇〇市〇〇町〇丁目「〇〇小学校」とする。	
■周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難するものとする。	
(2) 避難経路	
■洪水時ににおける避難場所までの避難経路については、別紙〇「避難経路図」のとおりである。	
(3) 避難導方法	
■施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（〇〇市〇〇町〇丁目「〇〇小学校」）までの順路、道路状況について説明する。	
■避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。	
■避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。	
■避難誘導員は、避難者がが誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。	
■避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。	
■浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。	

50

避難誘導計画の作成

(記載例) 洪水時の避難確保計画

3. 4 避難の確保を図るために施設の整備 ■情報収集、伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。 ■これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。	避難確保資器材等一覧
活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達 避難誘導	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、電池、携帯電話用バッテリー 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

3. 5 防災教育及び訓練の実施
■毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
■毎年5月に全従業員をして情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
3. 6 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合）
■別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
■自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
▶毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となる従業員を対象として研修を実施する。
▶毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

51

説明内容

I 水害・土砂災害の状況

II 施設の災害リスクの確認

III 防災情報と避難行動

IV 避難確保計画の作成

V 各種情報の収集

52

各種情報報の収集

携帯電話等を用いた情報収集

1 防災わかやまメール配信サービス

和歌山県では「防災わかやまメール配信サービス」にて、様々な防災情報を配信
気象庁が発表する警報・注意報に加え、市町村の避難勧告等の発令や避難所の開閉設置情報、地震・津波情報、ダムの放流や河川の水位情報など幅広く提供
(配信は、和歌山県で情報を取り扱った直後にリアルタイムに送信)

下記アドレスに空メールを送ると、登録用のURLの送付があります。
必要な情報登録して配信を受けてください。
空メールのアドレス：regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp



53

2 避難先検索ナビアプリ

現在地付近の避難先を表示し、GPSにより避難先までのルート検索
ができるナビアプリを提供

各避難先の詳しい情報を提供

(避難先の安全レベルを三段階の☆で表示)

各避難先の詳細情報を表示

○ファーストメディア(株)

「全国避難所ガイド」

<http://www.hinanjyo.jp>

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

・防災わかやま

「防災わかやま」では、各市町村や防災関係機関の報告を速報として提供する「災害情報」、ハザードマップや災害情報を地図上で表示する「防災GIS」にて詳細な情報を提供

市町村ごとに表示するため、避難や被害の状況などを詳細に知ることが可能
また、確定情報として、マスコミ等へ提供する「報道資料提供」があり、情報収集現在の時刻で集計した情報を公表

県ホームページの右上「緊急情報」
欄から「防災わかやま」に展開します。

<報道資料提供>

「わかやま防災・緊急情報」として、報道発表資料
を掲載します。被害状況や災害対策の状況、支援状況
など時点の情報をまとめて発表

報道資料提供

わかやま防災・緊急情報

54

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

The screenshot shows the homepage of the Wakayama Disaster Prevention website. It includes sections for:

- 災害情報**: Includes news from the Ministry of Internal Affairs and Communications, a map of disaster-prone areas, and a link to the "Wakayama Disaster Prevention Information System".
- 最新情報**: A summary of recent disasters.
- 災害情報**: A detailed section with tables for various types of disasters (e.g., Typhoons, Earthquakes, Floods, Landslides) and a "Recent Disaster Information" table.
- 最新情報等**: A section for "Monitoring Information" and "Disaster Prevention Measures".
- 土砂災害警報情報**: A section for "Landslide Alert Information" with a red box highlighting the "土砂災害警戒避難準備" (Landslide Alert and Evacuation Preparation) button.
- 雨量情報**: A section for "Rainfall Information" with a red box highlighting the "雨量測定情報等" (Rainfall Measurement Information) button.
- 土砂災害警報情報**: A section for "Landslide Alert Information" with a red box highlighting the "土砂災害警報情報" (Landslide Alert Information) button.
- 県内河川雨量情報**: A section for "Intra-county River Rainfall Information" with a red box highlighting the "県内河川雨量情報" (Intra-county River Rainfall Information) button.
- Safety tips**: A section for safety tips.

55

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

The screenshot shows the homepage of the Wakayama Disaster Prevention website. It includes sections for:

- トップページ**
- 雨量全県監視**
- 警報注意報**
- 台風情報**
- 地震情報**
- 津波情報**
- 全国レーダー**
- 降水予測**
- 予測メッシュ**
- ポイント予測**
- アメダス**
- 全国アメダス**
- 地上実況**
- 気象衛星画像**
- 天気図**
- 連続天気図**
- 天気予報**
- 文書情報**

Below the menu, there is a note: ▼別ウインドウで表示します (Displays in a new window).

お読み下さい

和歌山県砂防課

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

The screenshot shows the homepage of the Wakayama Disaster Prevention website. It includes sections for:

- 土砂災害警戒情報**
- 土砂災害警戒避難準備**
- 現在の降雨状況**

Below the menu, there is a note: ▼お読み下さい (Please read) and a note about URL changes: ●雨量観測局によれば、無線で計測結果を集約している局があるため、電波が弱いことにより欠測する場合があります。また、移動中ですぐに正確に表示されない場合があります。

和歌山県の土砂災害警戒情報発表
気象庁の土砂災害警戒情報ページへのリンク

361893

Since 2007/03/16

● 土砂災害マップはこちら

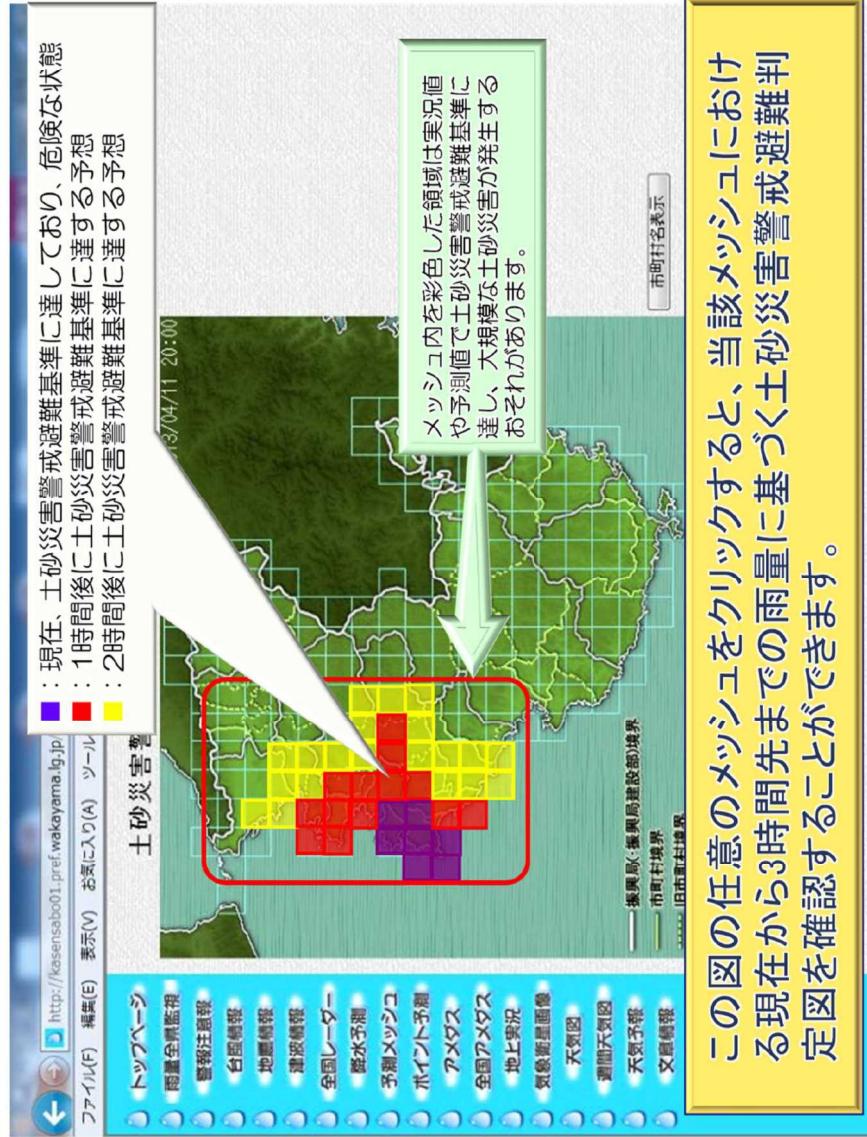
● 河川水位情報はこちら

56

●このページの情報は、和歌山県砂防課と和歌山県気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、広く県民の皆さんに利用していただきために公開するものです。

各種情報報の収集

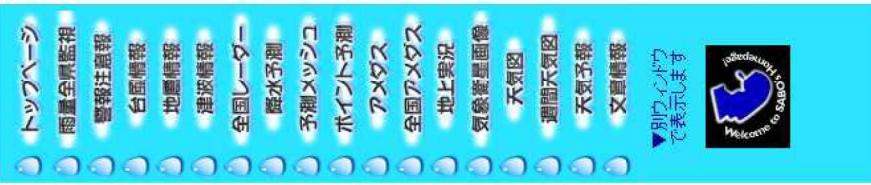
「防災わかやま」からの災害関連情報の収集



57

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

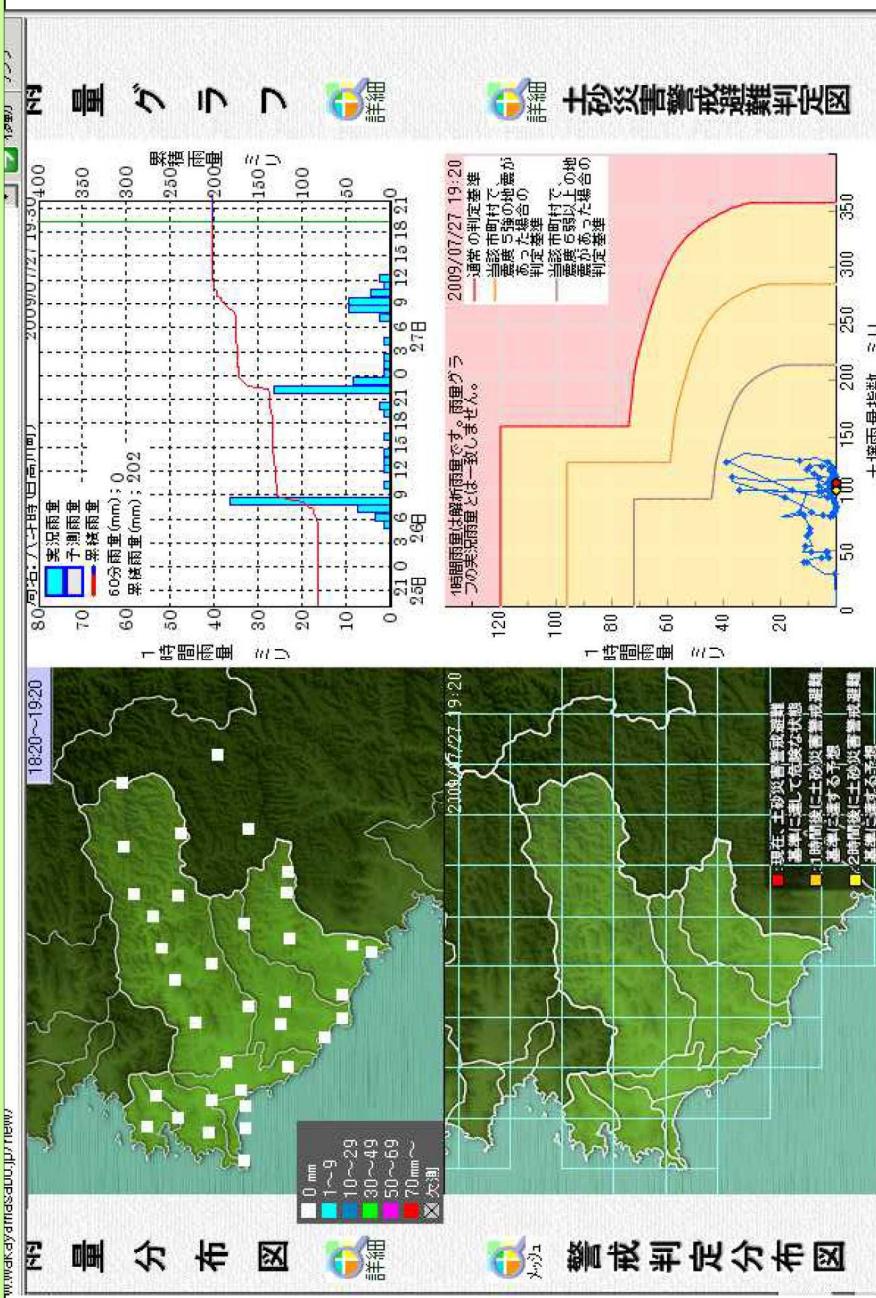


58

●このページの情報は、和歌山県防災課と和歌山県気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、広く県民の皆さんに利用していただきために公開するものです。

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集



59

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集

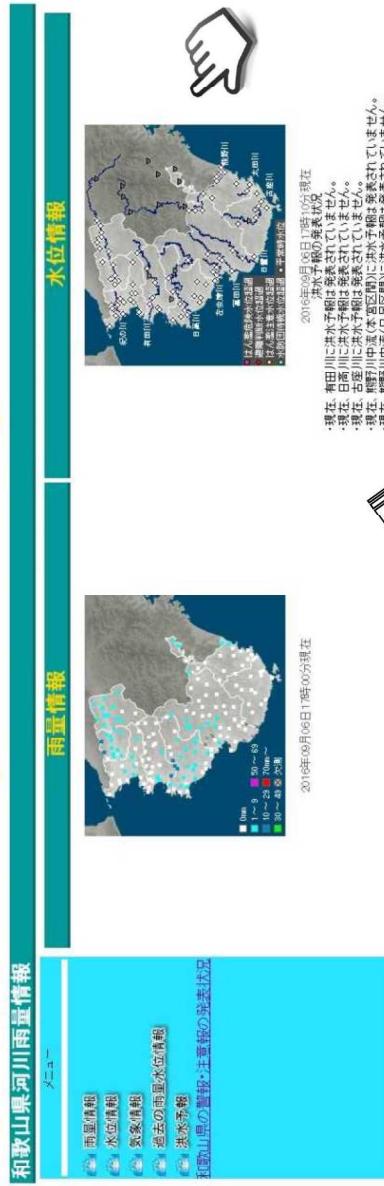
This screenshot shows several sections of the 'Fukushima Wakayama' app:

- 防災わかやま**: Main navigation menu.
- トピック**: Topics section.
- 災害情報**: Disaster Information section, showing a map of the area with various icons representing different types of disasters.
- 最新情報**: Latest Information section, listing recent news items.
- 防災情報**: Disaster Information section, showing a map of the area with various icons representing different types of disasters.
- 最新情報**: Latest Information section, listing recent news items.
- 防災 GIS**: Disaster GIS section, showing a map with disaster-related data.
- 防災情報等**: Disaster Information section, listing various disaster-related services and resources.

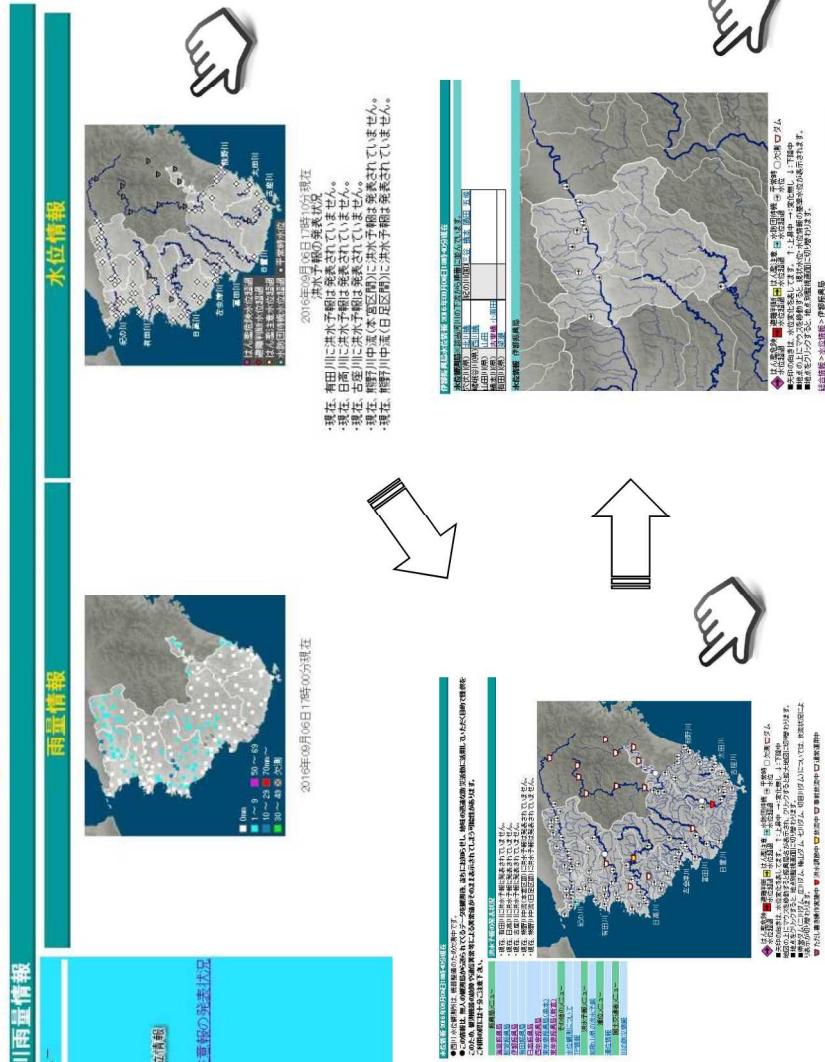
60

各種情報報の収集

和歌山県 河川雨量情報



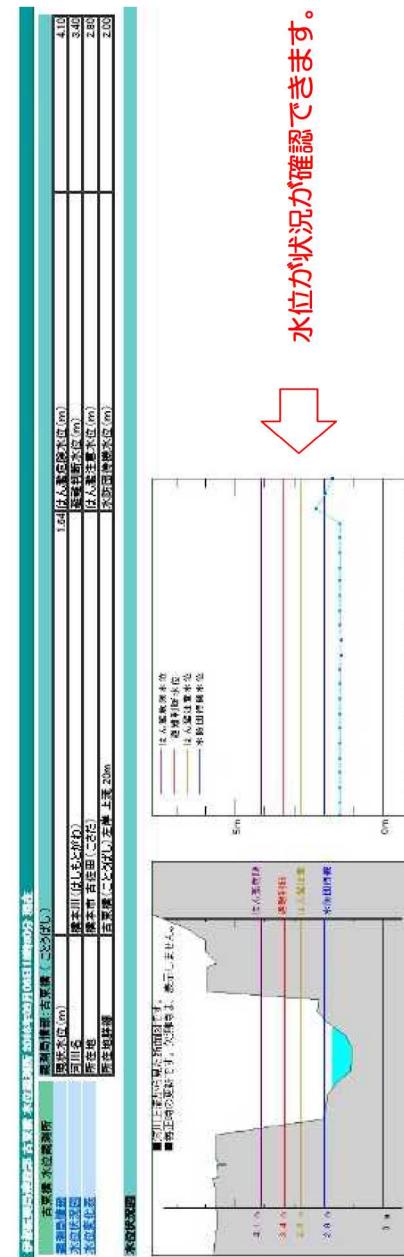
「防災わかやま」からの災害関連情報の収集



61

各種情報報の収集

「防災わかやま」からの災害関連情報の収集



水位が状況が確認できます。



古里東水位観測所 2016年09月05日19時33分



※※※の表示は、欠測です。

洪水予報河川、水位周知河川の基準観測所では、河川監視

過去の水位が確認できます。

過去の水位が確認できます。

62

各種情報報の収集

テレビからの災害関連情報の収集



63

最後に

和歌山県庁における各種問い合わせ先

防災の取り組みに関する問い合わせ先
総務部 危機管理局
防災企画課

073-441-2271

施設毎の問い合わせ先

福祉保健部 福祉保健政策局
福祉保健総務課
子ども未来課
長寿社会課
障害福祉課

073-441-2473
073-441-2492
073-441-2527
073-441-2537

災害種別毎の問い合わせ先

国土整備部 河川・下水道局
河川課(洪水)
砂防課(土砂災害)
国土整備部 港湾漁港整備課
津波堤防整備室(津波災害)

073-441-3074
073-441-3172
073-441-3165

64